社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町 2 丁目 4-2 小山ビル 5F
電話：03-3526-4277　　FAX：03-3526-4276
担当：鄭

将来の年金が増える？！

子育て期間の厚生年金の特例

厚生年金保険の養育特例（３歳未満の子を養育期間中の従前標準報酬月額のみなし措置）をご存知ですか？
産前産後や育児休業に関連した制度の中で、この特例については実はあまり知られていません。
今回のあおぞらレターでは、「手続きをすれば将来の年金が増えるかもしれない」養育特例の手続きとポイントについてご案内いたします。

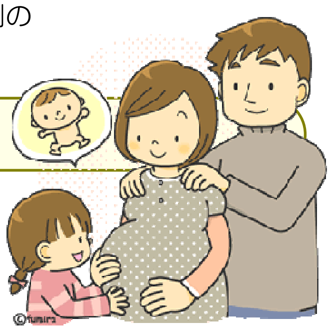

厚生年金保険の養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置とは？

本人が申し出た場合に、子どもが生まれてから一定期間は、**標準報酬月額が下がっても、下がる前の標準報酬月額で、将来もらえる厚生年金の額を計算してもらえる特例**です。
対象期間中、下記図のように、標準報酬月額が下がった場合は従前（★基準月）の額で、上がった場合には高い額で自動的に計算され、**将来の年金額が増えます**。

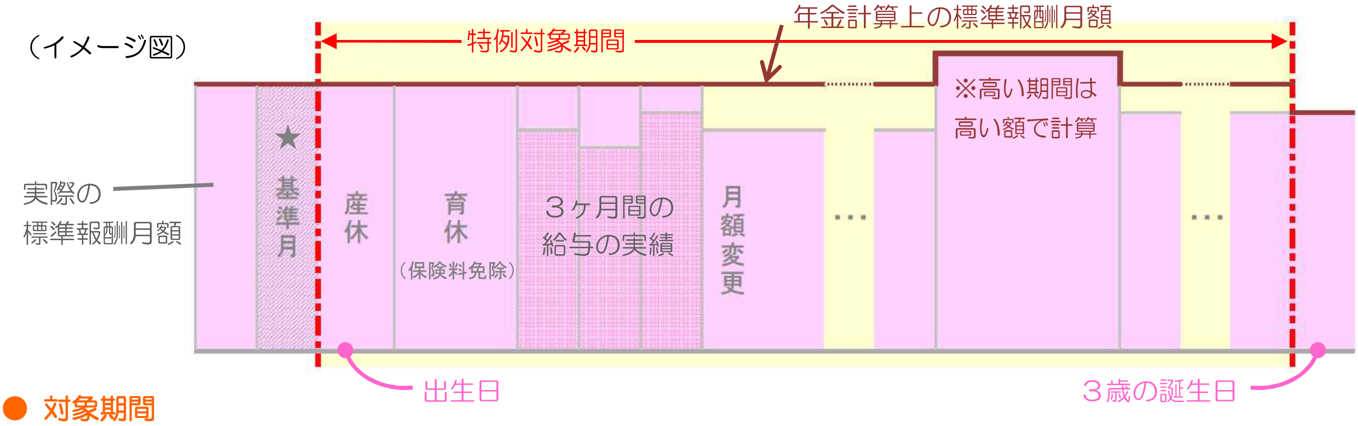

● 対象期間

原則、**子どもの出生日が属する月から子どもが３歳に達した日の翌日（３歳の誕生日）の属する月の前月まで**です。
対象期間の途中に、育児休業の保険料免除の適用を受けた場合でも、継続して養育特例の適用が可能です。

● 手続き

本人の申出が前提

被保険者本人が「厚生年金保険　養育期間標準報酬月額特例申出書」を、事業主を通じて提出します。（添付書類：戸籍抄本、住民票の原本など）

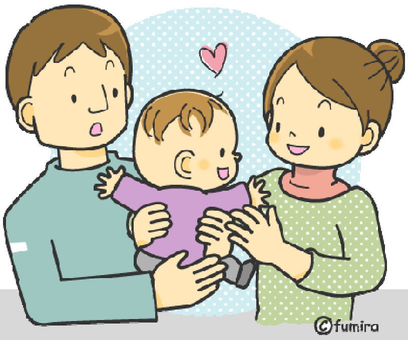

● ポイント

● 男性も対象になります

短時間勤務等の理由だけでなく、残業が減少したこと等による標準報酬月額の低下でも適用されます。

● 特例中に次の子どもが生まれた場合は？

１人目と２人目の「従前の標準報酬月額」を比較し、**高い方の標準報酬月額**で年金額が計算されます。

● その他

- 申出が遅れた場合であっても、原則２年分であればさかのぼって手続きが可能です。
- １年前以内の期間に厚生年金保険に加入していれば、転職先でも、養育特例の適用が可能です。

養育期間中に給与が下がり標準報酬月額が下がる可能性がある場合は、手続きするだけで、保険料は下がっても将来の年金は多くもらえます。また、特例期間中は、事業主・被保険者ともに負担の増加はありません。
出産を控えた従業員への説明の際に、養育特例についても併せてご案内してみてはいかがでしょうか。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL．03-3526-4277